

建設産業の担い手確保・育成入札試行要領

公共工事においては、現在のみならず将来にわたり品質を確保しなければならないが、建設産業においては将来的な担い手の確保・育成が喫緊の課題とされている。

こうした状況を踏まえ、若手や女性にとっても働きやすい職場環境づくりにより、建設産業で働くことが魅力的となるよう、本県においても積極的な施策の実施が求められている。

本県では、平成 27 年度から建設産業への若年者の入職の促進等を図るため、建設産業担い手確保・育成対策支援事業を実施するほか、入札契約制度においても、企業が若手や女性を雇用する契機とするため、若手や女性技術者を配置する入札や、技術者の週休 2 日確保に寄与することで、入職促進や離職防止を図るため、休日施工の原則禁止を条件とした入札を試行する。

各発注機関にあつては、本試行要領の趣旨を踏まえ、施工経験の浅い若手技術者への適切な配慮、女性も働きやすい工事現場等、建設産業が魅力的な職場となるよう努め、担い手確保・育成を促進するものとする。

(目的)

第 1 条 この要領は、建設産業における担い手の確保・育成のため、静岡県が試行する入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札の種類)

第 2 条 この入札は、制限付き一般競争入札により行い、種類は次のとおりとする。

- (1) 若手技術者育成型
- (2) 女性技術者登用型
- (3) 休日確保型

(対象工事)

第 3 条 この入札の対象は、次により選定を行うものとする。

1 若手技術者育成型

- (1) 次の事項をすべて満たす工事
 - ア 発注見通しで公表する工事
 - イ 単年度予算による工事
 - ウ 主任技術者の専任を要しない工事
- (2) 次の各号に掲げる工事は、原則として試行対象工事としない。
 - ア 技術的難易度の高い工事
 - イ 緊急性のある工事
 - ウ 配置予定技術者に同種工事の施工経験を求める必要がある工事
- (3) その他勘案すべき事項

工事対象が、将来的に維持管理を行う必要がある等、中長期的な技術者の確保が求められる工事

(4) (1)、(2)及び(3)により選定された工事のうち、設計金額が最も安価な工事を試行対象とする。

2 女性技術者登用型

(1) 次の事項をすべて満たす工事

ア 発注見通しで公表する工事

イ 単年度予算による工事

ウ 主任技術者の専任を要しない工事

(2) 次の各号に掲げる工事は、原則として試行対象工事としない。

ア 技術的難易度の高い工事

イ 緊急性のある工事

ウ 配置予定技術者に同種工事の施工経験を求める必要がある工事

(3) その他勘案すべき事項

ア 工事対象等に女性や子どもの利用が見込まれる工事

イ 施工に当たり、景観や環境への配慮等が求められる工事

ウ 将来的に維持管理を行う必要がある等、中長期的な技術者の確保が求められる工事

(4) (1)、(2)及び(3)により選定された工事のうち、設計金額が最も安価な工事を試行対象とする。

3 休日確保型

(1) 次の事項をすべて満たす工事

ア 発注見通しで公表する工事

イ 単年度予算による工事

ウ A・B等級を発注対象とする工事

(2) 次の各号に掲げる工事は、原則として試行対象工事としない。

ア 十分な工期の確保ができないことが見込まれる工事

イ 緊急性のある工事

ウ 交通事情や施設の状況により、休日に施工する必要がある工事

(3) その他勘案すべき事項

ア 関係機関や地元等の協議、その他工程調整等をきめ細かく実施することで、休日の確保が見込まれる工事

イ 工種が多く見込まれる工事

ウ 従事技能者数が増えることが見込まれる工事

(4) (1)、(2)及び(3)により選定された工事が複数ある場合は、発注機関の長が、最も試行に適していると判断した案件を試行対象とする。

(若手技術者育成型)

第4条 この入札は、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領第5条に関し、

次により実施するものとする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

ア 配置予定技術者の年齢が、入札参加資格の資格確認日時点において、40 歳以下であること。

イ 配置予定技術者の同種工事の施工経験については、原則として設定しない。

(女性技術者登用型)

第 5 条 この入札は、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領第 5 条に関し、次により実施するものとする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

ア 配置予定技術者が女性であること。

イ 配置予定技術者の同種工事の施工経験については、原則として設定しない。

(2) 女性技術者の配置に要する経費（トイレ、更衣室等）は、発注者、受注者が協議の上、必要と認められる経費については、変更契約により計上を行うこととする。

(3) 女性ならでの視点、感性を活かすことが可能と考えられる工事であること。

- 例 ・ 工事施工施設や工事施工箇所に近接する施設等の利用者に女性が多い
・ 環境等（景観、地元調整等）に配慮を要する工事等

(休日確保型)

第 6 条 この入札は、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領第 5 条に関し、次により実施するものとする。

(1) 実施に当たり、十分な工期の確保が可能な案件を対象とする。

(2) この入札の施工条件等については、別途定めるものとする。

(入札公告等)

第 7 条 この入札の実施に当たっては、入札公告に第 3 条各号に該当する入札であることを明記するものとする。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。